

## 漁業近代化資金融通法施行規程

平成 28 年 11 月 29 日農林水産省告示第 2373 号

(法人でない団体の規約)

第 1 条 漁業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 3 号の農林水産大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 1 団体の目的
  - 2 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
  - 3 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
  - 4 会費又は漁業近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法
- 2 令第 1 条第 3 号の農林水産大臣の定める基準は、次のとおりとする。
- 1 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
  - 2 水産業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
  - 3 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
  - 4 会費又は漁業近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。

(漁業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間)

第 2 条 令第 2 条の表の第 4 号の資金の種類欄に規定する農林水産大臣が定める養殖施設は、はえ縄式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設及び小割り式養殖施設とする。

- 2 令第 2 条の表の第 5 号の資金の種類欄に規定する農林水産大臣が定める水産動植物は、あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえばい、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに（以下「指定水産動植物」という。）とする。
- 3 令第 2 条の表の第 5 号の資金の種類欄に規定する農林水産大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。
- 1 養殖の用に供する指定水産動植物（とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。）の種苗の購入（自らその種苗を育成する場合に限る。）又は育成に必要な資金
  - 2 増殖の用に供するあかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえばい、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入（自らその種苗を放流する場合又は自らその種苗を育成した後に他人に放流させる場合に限る。）又は育成（放流までの間自らその種苗を育成する場合に限る。）に必要な資金
  - 4 令第 2 条の表の第 5 号の据置期間の欄に規定する農林水産大臣が指定する資金は、ぶり、ほたてがい又は真珠貝（施術の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。）の種苗の購入又は育成に必要な資金とする。

- 5 令第2条の表の第6号の資金の種類欄に規定する農林水産大臣が定める施設は、漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設とする。
- 6 令第2条の表の第6号の償還期限の欄に規定する農林水産大臣が指定する期間は、20年とする。
- 7 令第2条の表の第7号の資金の種類欄に規定する農林水産大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。
- 1 漁場改良造成施設資金（漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。）
  - 2 共同利用船舶資金（漁業近代化資金融通法（以下「法」という。）第2条第1項第6号から第9号までに掲げる者が行う漁業者又は水産加工業者の共同利用に供する船舶の改造、建造又は取得に必要な資金（令第2条の表の第1号及び第2号に掲げる資金を除く。）をいう。）
  - 3 水産物公害防止施設資金（水産物の処理又は加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。）
  - 4 海浜等環境活用施設資金（海浜等環境活用施設（釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直売施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。）の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。）
- イ 漁家民宿施設にあつては、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第二条第一項に規定する過疎地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、沖縄県の区域その他農林水産大臣が別に定める地域（以下「離島振興対策実施地域等」という。）内に住所を有する法第2条第1項第1号に掲げる者が設置する宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設（スポーツ施設その他の附帯施設を含む。）であつて、次に掲げる要件を満たすものと都道府県知事が認めたものであること。
- (1) 当該施設を設置しようとする者が次に掲げる要件を満たす者であること。
    - (i) 当該離島振興対策実施地域等に引き続き定住をして漁業を営む意欲を有する者であつて、その営む漁業と併せ行う当該施設の経営によって収入を確保することが適当であると認められる者であること。
    - (ii) その保有する土地又は家屋を用いて当該施設を改良し、又は造成する者であること。
  - (2) 附帯施設がある場合にあつては、当該附帯施設が、本体施設（当該施設のうち附帯施設以外の部分をいう。以下同じ。）の機能を発揮させる上で必要不可欠で

あり、かつ、その規模が本体施設の利用者の数その他の事情に照らして過大でないものであること。

ロ 遊漁船にあっては、離島振興対策実施地域等内に住所を有する法第2条第1項第1号若しくは第3号に掲げる者又は離島振興対策実施地域等の全部若しくは一部をその地区とする同項第6号に掲げる者であって、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第4条第1項に規定する遊漁船業者の登録を受け、又は受けることが確実と見込まれるものが改造し、建造し、又は取得する総トン数20トン未満のものであること。

ハ 屋内外調理施設にあっては、離島振興対策実施地域等の全部若しくは一部をその地区とする法第2条第1項第6号若しくは第7号に掲げる者又は離島振興対策実施地域等に引き続き定住をして漁業を営む意欲を有する同項第1号に掲げる者であってその営む漁業と併せ行う当該施設の経営によって収入を確保することが適当であると認められる者が設置するものであること。

ニ イからハまでに規定する施設以外の施設にあっては、農林水産大臣が別に定める要件を満たすものであること。

5 漁村給排水施設資金（漁村給排水施設（共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設及び水質汚濁が漁業生産に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置される浄化槽並びにこれらと一体的に整備される排水管その他の屋外施設並びに当該屋外施設と一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。））であって、法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者が設置するものをいう。）の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。以下同じ。）

6 漁家住宅資金（離島振興対策実施地域等内に住所を有する法第2条第1項第1号又は第4号に掲げる者が、次のいずれかに該当する場合において行う住宅の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。以下同じ。）

イ 漁業後継者であって、婚姻のために新たにその住宅を造成する場合（自らの居室を設けるためにその住宅を改良する場合を含む。）

ロ 漁業又は水産加工業に伴って生ずる公害の防止のために移転する場合

ハ 国、都道府県又は市町村の作成した計画に基づく事業の実施に伴い移転する場合

7 初度的経営資金（漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金又は沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第2項に規定する経営等改善資金若しくは同条第4項に規定する青年漁業者等養成確保資金の融通を受けて次に掲げる取組のために漁船の改造、建造若しくは取得又は施設の改良、造成若しくは取得を行う者が、当該取組の初期の段階に要する資金をいう。以下同じ。）

イ 漁業の種類の変換

ロ 経営規模の拡大

ハ 水産加工品の原材料若しくは製品の転換又は加工若しくは製造の方法の改善

ニ 漁業又は水産加工業の経営の開始

ホ 自然災害その他のやむを得ない事由により中断していた漁業又は水産加工業の経営の再開

- 8 密漁監視施設資金（密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。）
- 9 水産業労働力確保施設資金（水産業労働力確保施設（労働者の利用に供する宿泊施設及び食堂、浴室その他の休憩施設をいう。）の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。以下同じ。）
- 8 令第2条の表の第7号の償還期限の欄に規定する農林水産大臣が指定する期間及び同号の据置期間の欄に規定する農林水産大臣が指定する期間は、次の表の資金の種類に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。

| 資金の種類                            | 償還期限                            | 据置期間                          |
|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 漁村給排水施設資金、漁家住宅資金及び水産業労働力確保施設資金 | 15年                             | 3年                            |
| 2 初度的経営資金                        | 5年                              | 2年                            |
| 3 前二号に掲げる資金以外の資金                 | 12年（漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、15年） | 2年（漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、3年） |

（貸付金の合計額が貸付限度額を超えることについての理由）

第3条 法第2条第3項第1号の農林水産大臣が定める理由は、次のとおりとする。

- 1 当該資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであること。
- 2 当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる漁船の改造、建造又は取得、施設の改良、造成又は取得、水産動植物の種苗の購入又は育成その他の取組に必要な資金であること。

（貸付限度額が3億6千万円である者）

第4条 令第3条の農林水産大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 令第3条第1号に掲げる者であつて、総トン数20トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な令第2条の表の第1号の資金の種類に掲げる資金を借り受ける者
- 2 令第3条第2号に掲げる者であつて、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な令第2条の表の第2号から第5号までの資金の種類に掲げる資金を借り受ける者
- 3 令第3条第3号に掲げる者であつて、総トン数20トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得、水産動植物の種苗の購入若しくは育成又は水産加工業に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な令第2条の表の第1号から第5号までの資金の種類に掲げる資金を借り受ける者

（貸付限度額が9千万円である者）

第5条 令第4条第1号の農林水産大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 漁船を使用する漁業（養殖業を除く。）に必要な総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造又は施設の改良、造成若しくは取得に必要な令第 2 条の表の第 1 号から第 4 号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者
- 2 養殖業に必要な総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造、施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な令第 2 条の表の第 1 号から第 5 号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者
- 3 漁家民宿施設の改良又は造成に必要な令第 2 条の表の第 7 号の資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者  
(貸付限度額が 3 億 6 千万円である団体)

第 6 条 令第 6 条の農林水産大臣が定める団体は、次に掲げる団体とする。

- 1 令第 6 条第 1 号に掲げる団体であって、総トン数 20 トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な令第 2 条の表の第 1 号の資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける団体
- 2 令第 6 条第 2 号に掲げる団体であって、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な令第 2 条の表の第 2 号から第 5 号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける団体
- 3 令第 6 条第 3 号に掲げる団体であって、総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造又は水産加工業に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な令第 2 条の表の第 1 号から第 3 号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける団体  
(貸付利率の上限)

第 7 条 法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。

| 資金の種類                                                                                         | 貸付利率  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 令第 2 条の表の第 1 号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）                                                          | 年三分二厘 |
| 2 令第 2 条の表の第 1 号に掲げる資金のうち総トン数 20 トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金 | 年三分二厘 |
| 3 令第 2 条の表の第 2 号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）                                                          | 年三分二厘 |
| 4 令第 2 条の表の第 2 号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの                                                    | 年三分二厘 |
| 5 令第 2 条の表の第 3 号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）                                                          | 年三分二厘 |
| 6 令第 2 条の表の第 3 号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの                                                    | 年三分二厘 |
| 7 令第 2 条の表の第 4 号に掲げる資金                                                                        | 年三分二厘 |
| 8 令第 2 条の表の第 5 号に掲げる資金                                                                        | 年三分二厘 |
| 9 令第 2 条の表の第 6 号に掲げる資金                                                                        | 年三分二厘 |
| 10 令第 2 条の表の第 7 号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）                                                         | 年三分二厘 |

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| 11 令第2条の表の第7号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けるもの | 年三分二厘 |
|---------------------------------------|-------|

(利子補給率の上限)

第8条 法第3条第4項の農林水産大臣が定める利率は、年五毛とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日農林水産省告示第427号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 漁業近代化資金融通法施行規程の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月20日農林水産省告示第1913号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月19日農林水産省告示第2745号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月21日農林水産省告示第431号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月19日農林水産省告示第547号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月20日農林水産省告示第702号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月19日農林水産省告示第896号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月21日農林水産省告示第1204号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 11 月 18 日農林水産省告示第 1394 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 18 日農林水産省告示第 1680 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 20 日農林水産省告示第 333 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 20 日農林水産省告示第 847 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 7 月 20 日農林水産省告示第 1398 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日農林水産省告示第 2441 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 2 月 19 日農林水産省告示第 279 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日農林水産省告示第 468 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 19 日農林水産省告示第 1447 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 10 月 18 日農林水産省告示第 1761 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 4 号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日農林水産省告示第 598 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月19日農林水産省告示第1144号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和4年8月19日農林水産省告示第1325号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月20日農林水産省告示第1418号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和4年10月20日農林水産省告示第1634号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和4年11月18日農林水産省告示第1867号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月19日農林水産省告示第2020号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月19日農林水産省告示第100号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月20日農林水産省告示第293号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月20日農林水産省告示第433号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月19日農林水産省告示第547号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月18日農林水産省告示第594号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月19日農林水産省告示第766号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月21日農林水産省告示第952号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月19日農林水産省告示第1199号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年10月19日農林水産省告示第1355号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月20日農林水産省告示第1579号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月18日農林水産省告示第1923号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和6年1月18日農林水産省告示第113号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月20日農林水産省告示第342号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月20日農林水産省告示第969号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和6年6月19日農林水産省告示第1219号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月19日農林水産省告示第1731号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月21日農林水産省告示第1855号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和6年11月18日農林水産省告示第2100号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月18日農林水産省告示第2292号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月20日農林水産省告示第264号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月19日農林水産省告示第457号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月18日農林水産省告示第642号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月19日農林水産省告示第732号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月18日農林水産省告示第954号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年7月18日農林水産省告示第1149号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年8月19日農林水産省告示第1219号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年9月19日農林水産省告示第1419号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月18日農林水産省告示第1911号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和8年1月20日農林水産省告示第50号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月19日農林水産省告示第201号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月18日農林水産省告示第394号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月20日農林水産省告示第582号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和8年5月18日農林水産省告示第705号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

附 則（令和8年6月18日農林水産省告示第711号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による  
附 則（令和8年7月21日農林水産省告示第1016号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による  
附 則（令和8年8月20日農林水産省告示第1205号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による